

老朽危険家屋等の除去費用の一部を補助します

☎ 都市計画課 住宅政策係 (Tel64-1532)

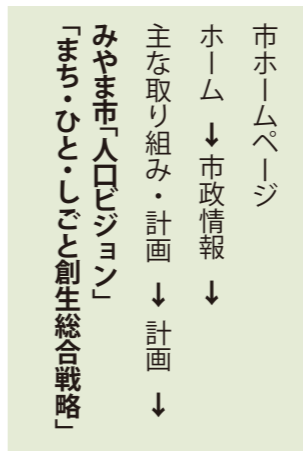
- 市民の安心・安全の確保と住環境の改善および良好な景観の維持を図るため、適正に管理されていない老朽危険家屋等の除去に要する費用の一部を補助します。
- 補助対象者
老朽危険家屋等の所有者または所有者と相続関係にある人など
※対象となる建築物の所有者が法人である場合は、補助金の対象となりません。
- 補助対象家屋
事業者が除却工事を行うもので、次の条件をすべて満たすもの
①みやま市内に存する空き家等②周辺の住環境等を悪化させ放置されている木造もしくは軽量鉄骨造建築物③家屋等の老朽危険度が市で定める一定の基準を満たすもの④所有権以外の権利が設定されていないもの⑤公共事業に伴う移転・建て替えその他の補償の対象となっていないもの
- 補助金額
対象工事費の50% (上限45万円)
※補助は同一敷地内において1回限りです。
※予算の範囲内で先着順の受け付けとなります。
- 事前相談
補助金の交付申請を行う前には、都市計画課へ「事前相談」が必要です。交付決定前に工事に着手した場合、補助の対象となりません。

第2期みやま市まち・ひと・しごと創生総合戦略を策定しました

☎ 企画振興課 企画・地方創生係 (Tel64-1504)

市では、令和2(2020)年度から5年間を計画期間とする「第2期みやま市まち・ひと・しごと創生総合戦略(以下、総合戦略)」を策定しました。平成27(2015)年度に策定した、第1期総合戦略から引き続き、少子高齢化、人口流出をはじめとする地域課題に対し、人口減少に歯止めをかけ、「ひと」と「しごと」の好循環による持続可能なまちづくりのための施策を展開していきます。

※人口ビジョンおよび総合戦略の全文を市ホームページに掲載しています。また、総合戦略(概要版)を6月に全戸配布する予定です。



総合戦略の策定にあたり全5回の審議を行った「まち・ひと・しごと創生会議」の内田会長(写真左)、原口副会長(中央)

ブロック塀等撤去費の一部を補助します

☎ 都市計画課 住宅政策係 (Tel64-1532)

- 地震によるブロック塀等の倒壊による被害防止や避難経路の確保を目的に、危険なブロック塀などの撤去費の一部を補助します。
- 対象者
次の全てに該当する人
①同一敷地において、過去にこの補助金を受けたことがないこと②市税を滞納していないこと③暴力団の構成員でない人または暴力団などと密接な関係がない人
- 対象となる工事
診断カルテが40点未満で、道路に面する高さが1メートル以上のブロック塀などを全て、または一部を撤去する工事
- 補助額
撤去費用の2分の1 (10万9千円を上限)
- 受付期間
5月7日(木)から
- 予算の範囲内で先着順の受け付けとなります。
- その他
令和3年2月末日までに工事完成することが条件です。また、交付決定前に工事に着手している場合は、補助対象となりません。工事に着手前に事前に申請してください。

みやま市指名競争入札参加資格審査申請を受け付けます

☎ 契約検査課 (Tel64-1506)

- 令和2年度みやま市指名競争入札参加資格審査申請を受け付けます。市が発注する工事や物品などの入札に参加する場合は、申請して入札参加者名簿に登録される必要があります。
- 受付期間
6月1日(月)～6月30日(火) 午前9時～正午、午後1時～4時(土、日を除く)
- 対象
市内業者のみ
※法人・個人を問いません。
- 有効期限
1年(8月1日～令和3年7月31日)
- 提出先
契約検査課
- 提出方法
持参または郵送
※なるべく、簡易書留などをご利用ください。
- 提出書類
受付要綱に記載されているもの
※要綱・様式は、市ホームページよりダウンロードできます。また、契約検査課にも備えています。
- 詳細については、市ホームページに5月中旬に掲載しますので、そちらをご確認ください。

住宅耐震改修工事費の一部を補助します

☎ 都市計画課 住宅政策係 (Tel64-1532)

- 震災に強い街づくりのため、木造戸建て住宅の耐震改修工事費の一部を補助します。
- 対象となる住宅
市内にある昭和56年5月31日以前に建築または工事を着手した、在来軸組構法、伝統的構法、枠組壁構法による木造戸建ての住宅
- 対象となる工事
一般財団法人日本建築防災協会による「木造住宅の耐震診断と補強方法」の一般診断法に基づき診断され、住宅の地震に対する安全性を評価したものであって、耐震診断の結果、上部構造評点が1.0未満であるものを1.0以上とする補強工事
- 対象者
市税などの滞納をしていない人で、かつ当該住宅を所有している人または当該住宅に居住している人
- 補助金の額
耐震改修工事に要した費用の2分の1 (60万円を上限)
- 予算の範囲内で先着順の受け付けとなります。
- 受付期間
5月7日(木)から
- その他
令和3年2月末日までに工事完成することが条件です。また、交付決定前に工事を着手している場合は、補助対象となりません。工事を着手前に事前に申請してください。

5月12日は「民生委員・児童委員の日」です

☎ 福祉事務所 福祉総務・障がい福祉係 (Tel64-1518)

民生委員は、各市町村に置かれており、住民の皆さんの最も身近な相談相手です。常に住民の皆さんの立場に立ち親身になって相談に応じ、必要な支援を行い、社会福祉の増進に努めています。

また、「子どもたちを見守り、子育ての不安や妊娠中の心配ごとなどの相談・支援を行う児童委員も兼ねています。」

どんな活動をしているの？
医療や介護の悩み、妊娠や子育ての不安、失業や経済的困窮による生活上の心配ごとなど、さまざまな相談に応じています。さらに、内容に応じて関係機関へのつなぎ役となり、高齢者や障がいのある人を見守りや援助、子どもたちへの声かけなどを行っています。

このように、民生委員・児童委員は、地域住民の皆さんが安全に安心して生活していく上で、なくてはならない重要な活動を担っています。

民生委員・児童委員の日
全国民生委員児童委員連合会では、5月12日を「民生委員・児童委員の日」、5月12日から18日を「活動強化週間」と定めています。

民生委員・児童委員活動をすすめるには、その存在や活動について、地域の皆さんや関係団体等に理解を深めていただき、信頼関係を築くことが大切です。

この機会にぜひ民生委員・児童委員について関心を持っていただき、活動へのご理解とご協力をお願いします。

